

第百八十三回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 一 号

本国会召集日平成二十五年一月二十八日(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 平井たくや君
理事 平沢 勝榮君 高木美智代君
青山 周平君 大岡 敏孝君
鬼木 誠君 勝保 孝明君
川田 隆君 木原 誠二君
小松 裕君 新谷 正義君
関 芳弘君 田所 嘉徳君
田中 英之君 田中 良生君
高木 宏壽君 豊田真由子君
中谷 真一君 中山 展宏君
西川 公也君 平口 洋君
福山 守君 山際大志郎君
山田 美樹君 吉川 昶君
荒井 聰君 岡田 克也君
後藤 祐一君 津村 啓介君
若井 康彦君 遠藤 敬君
杉田 水脈君 中丸 啓君
松田 学君 山之内 毅君
佐藤 英道君 榎屋 敬悟君
大熊 利昭君 赤嶺 政賢君
村上 史好君

平成二十五年二月十四日(木曜日)
午前九時四十分開議

出席委員

委員長 平井たくや君
理事 木原 誠二君 関 芳弘君
理事 田中 良生君 西川 公也君
理事 平口 洋君 平沢 勝榮君
理事 若井 康彦君 松田 学君
理事 高木美智代君
青山 周平君 大岡 敏孝君

大久保三代君 鬼木 誠君
勝保 孝明君 川田 隆君
小松 裕君 新谷 正義君
田所 嘉徳君 田中 英之君
高木 宏壽君 豊田真由子君
中谷 真一君 中山 展宏君
福山 守君 山際大志郎君
山田 美樹君 吉川 昶君
荒井 聰君 岡田 克也君
後藤 祐一君 津村 啓介君
遠藤 敬君 杉田 水脈君
中丸 啓君 山之内 毅君
興水 恵一君 濱地 雅一君
大熊 利昭君 赤嶺 政賢君
佐々木憲昭君 村上 史好君

国務大臣
(経済財政政策担当)
内閣府副大臣 甘利 明君
内閣府副大臣 西村 康稔君
内閣府大臣政務官 寺田 稔君
内閣府大臣政務官 山際大志郎君
内閣府大臣政務官 島尻安伊子君
経済産業大臣政務官 平 将明君
政府特別補佐人 原 恒雄君
(人事院総裁)

委員の異動
政府参考人
(内閣府地域経済活性化支援機構法準備室長) 三井 秀範君
政府参考人
(金融庁総務企画局審議官) 佐々木清隆君
政府参考人
(金融庁総務企画局参事官) 小野 尚君
政府参考人
(中小企業庁次長) 富田 健介君
内閣委員会専門員 雨宮 由卓君

一月二十八日
一 月二十八日
補欠選任
佐藤 英道君 濱地 雅一君
榎屋 敬悟君 興水 恵一君

二月十四日
補欠選任
豊田真由子君 大久保三代君
赤嶺 政賢君 佐々木憲昭君

同日
補欠選任
大久保三代君 豊田真由子君
佐々木憲昭君 赤嶺 政賢君

同日
理事山口壯君一月十七日委員辞任につき、その補欠として若井康彦君が理事に当選した。

同日
理事足立康史君一月十八日委員辞任につき、その補欠として松田学君が理事に当選した。

同日
理事あかま二郎君、塩崎恭久君、竹本直一君及び野田聖子君一月二十五日委員辞任につき、その補欠として西川公也君、木原誠二君、田中良生君及び関芳弘君が理事に当選した。

同日
理事平沢勝榮君同日理事辞任につき、その補欠として平口洋君が理事に当選した。

二月十三日
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)は本委員会に付託された。

二月八日
新内閣に対し、ビジネスフレンドリーな政策推進を求めることに関する陳情書(大阪市中央区

本町橋二の八佐藤茂雄)(第一号)
秘密保全法制定に反対することに関する陳情書外一件(大津市梅林一の三の三荒川葉子外一名)(第二号)
一月二十九日
インターネット犯罪の抑制についての意見書(愛知県議会)(第一号)
円高対策の推進を求める意見書(愛媛県議会)(第二号)

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(青森県五戸町議会)(第三号)
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(青森県新郷村議会)(第四号)
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(茨城県笠間市議会)(第五号)

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(栃木県矢板市議会)(第六号)
緊急経済対策の早急な実施を求める意見書(埼玉県議会)(第七号)

緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書(石川県珠洲市議会)(第八号)
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(石川県羽咋市議会)(第九号)

緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書(石川県内灘町議会)(第一〇号)
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(石川県宝達志水町議会)(第一一号)

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(松本市議会)(第一二号)
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(長野県野県東御市議会)(第一三三号)

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(愛知県日進市議会)(第一四号)
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(滋賀県甲賀市議会)(第一五号)

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(滋賀県東近江市議会)(第一八号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(奈良県安堵町議会)(第一七号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(和歌山県かつらぎ町議会)(第一八号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(徳島県鳴門市議会)(第一九号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(徳島県三好市議会)(第二〇号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(徳島県勝浦町議会)(第二二号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(徳島県那賀町議会)(第二二号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(愛媛県新居浜市議会)(第二三号)
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(長崎県松浦市議会)(第二四号)
「子ども・子育て新システム関連法(新システム)」に関する意見書(兵庫県新温泉町議会)(第二五号)
国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第二六号)
住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に求める意見書(秋田県能代市議会)(第二七号)
住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に求める意見書(茨城県常陸太田市議会)(第二八号)
情報・コミュニケーション法(仮称)制定を求める意見書(群馬県議会)(第二九号)
地域経済・雇用対策の充実に求める意見書(金沢市議会)(第三〇号)
地域経済・雇用対策の充実に求める意見書(石川県小松市議会)(第三一号)
道州制の推進についての意見書(愛知県議会)(第三二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○平井委員長 これより会議を開きます。

理事の辞任についてお諮りいたします。

理事平沢勝栄君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事の辞任及び委員の異動に伴い、現在理事が七名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に

本原 誠二君 関 芳弘君
田中 良生君 西川 公也君
平口 洋君 若井 康彦君
及び 松田 学君

を指名いたします。

○平井委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中内閣の重要政策に関する事項
栄典及び公式制度に関する事項
男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

国民生活の安定及び向上に関する事項
警察に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平井委員長 内閣提出、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。甘利国務大臣。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○甘利国務大臣 ただいま議題となりました株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昨今の厳しい経済情勢のもと、疲弊している地域経済の現状に鑑みると、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援を推進していくことが喫緊の政策課題となっております。

このため、株式会社企業再生支援機構を改組し、事業再生の支援のための機能に加え、地域経済の活性化に資するための機能を備えた組織とする必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、株式会社企業再生支援機構を地域経済の活性化を図ることを目的とする組織として改組することから、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更することとしております。

三十年三月三十一日まで五年間延長するとともに、支援対象事業者の名称を原則非公表とするものとしております。

第三に、機構の業務として、金融機関等に対し、地域経済の活性化に資する事業活動等に関する専門家を派遣すること、地域経済活性化に資する資金供給を行うファンドを民間事業者と共同して組成すること等を追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○平井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○平井委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府地域経済活性化支援機構法準備室長三井秀範君、金融庁総務企画局審議官佐々木清隆君、金融庁総務企画局参事官小野尚君、中小企業庁次長富田健介君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 民主党の後藤祐一でございます。今回、補正の関連法案ということで、いきなり法案審議からということになっておりますが、通常であれば、大臣の所信をいただいて、それに対する質疑ということから始まるのが通常の形なんですけれども、補正関連ということで、きょういきなり入るということでございますので、少し、法案関連以外のところについても、きょうは甘利

経済再生担当大臣もお越しただいておりますので、お伺いをさせていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、私、甘利大臣と高校の後輩でございまして、かつ、私はもとと経済産業省の職員であったということもありまして、二重の意味で先輩でございまして、敬愛する先輩に敬意を表しつつ、厳しくチェックするところはしていくという姿勢で臨んでまいりたいと思います。

さて、まず三本の矢、いわゆるアベノミクスについての推進体制についてちよつとお伺いしたいと思っておりますが、私は、ここまでの短期の効果、円安、株高ということについては率直に評価するものでございしますが、これは長期的にしっかりと日本経済の再生につながっていくかなきゃいけないという観点から、おととい、予算委員会でも少し質疑をさせていただきました。

甘利大臣にちよつとお伺いしたいと思っておりますが、経済財政諮問会議、これを復活させて、私は、小泉総理のときの経済財政諮問会議というのは、まさに司令塔となつて、権力の集中がそこに発生して、若干党が反対しても推し進めるという意味では非常に機能していたと思うんです。私は、自公政権になつて同じことをされるのかなと思つたら、別途、産業競争力会議をつくる、あるいは日本経済再生本部というものが上についてしまう、全大臣メンバーがついてしまう。

こういった器が多くなると、どうしても政治主導を進めにくくなるんじゃないかというふうに感じますが、なぜ、こう幾つか設けてしまったんでしょうか。政治主導を確立する観点から、経済財政諮問会議一本で三本の矢を進めるべきだと私は考えますが、甘利大臣の所見を伺いたいと思えます。

○甘利国務大臣 小泉内閣のとき以降、諮問会議が経済財政運営の司令塔機能を果たしてきました。これは私も、第一次安倍内閣のときに経済産業大臣として参加をしまして、ああ、ここがいわば基本的な設計の大本になるなということを感じ

じながら参加してきたことを思い起こします。

安倍総理は、この諮問会議の機能が、当時の経験値からいってかなり主導的な役割を果たせたという思いもありで、これを復活させると。それからもう一点は、日本経済再生本部、これを立ち上げ、日本経済を成長軌道に乗せていくということとは総裁選中からの御本人の思いでありました。この二つをきちんと機能するように設計せよというの、私は、私が政調会長るときに指示がありました。そこで、子細に、設計に向けてどういう機能を果たすべきかということいろいろと思索をし、調査をしておきました。

結果といたしましては、諮問会議というのは、従来の性格から、細部に至るまで設計をするところではありませんが、経済と財政の運営の大まかな方向、例えば、予算を組むときには予算編成の基本方針みたいな枠をかけるわけでありました。そこで、再生本部の方、そのもとにある産業競争力会議は、それを具体的に実施していく、細目にわたつての設計をしていく思想にしていこうというふうに思つたわけでありました。

でありますから、諮問会議はいわば基本設計、産業競争力会議は実施をしていく際の実施設計、詳細設計、それからもちろん、それをフォローしていく役割も何らかの形で果たしていかなきゃならないと思つております。

その競争力会議の上にある再生本部であります。これは全閣僚が構成員になつています。ということは、競争力会議で提示された課題について、親会とも言える再生本部に上げまして、総理から関係大臣に具体的な指示を行うという、実行する意思決定機関という役割を果たしているかと思ひます。

この諮問会議と再生本部がばらばらになつてはいけないということで、いわゆる政治主導をしっかりと果たさなきゃいけないということで、内閣官房のもと、事務の副長官それから副長官補がありますが、これが事務のまとめとして、その下に両方を見る体制にしたということでありまして、当

初は事務の二元体制というようなこともありましてけれども、私は、基本設計と実施設計が連動していくように、一元化の事務の体制をとつたところでございいます。

○後藤(祐)委員 ぜひ、一年後、二年後に、このアベノミクスがうまくいったか、いかなかったかという評価がなされると思いますけれども、そのときに、この体制が一元化されていなかったことが敗因とならないように、うまく運営していただきたいと思ひます。

小泉政権のとき、実はいわゆる四議員ペーパー、民間四議員ペーパーというのが、かなり高目のピンボールみたいな紙が諮問会議の三日ぐらい前に突然出てきて、各省が慌てふためいて、あわわと言つている間に諮問会議で決定してしまう。これが政治主導だったんです。私は、実はあの四議員ペーパーを裏で書いていたりしていたんですけれども、そういう役人をうまく見つけて運用していくということが、多分、西村副大臣なんかもそんなことをやられていたんじゃないかと思ひますけれども、もっと前ですね。うまく政治主導で、表のラインではない役所の方々の知恵をうまく集める仕組み、これをぜひ甘利大臣に生かしていただきたいなというふうに思ひます。

それでは、この法案の中身に入る前に、この法案の説明に、実は民主党の部門会議でも御説明が一日の緊急経済対策を引用されるときに、民主党政権時代の十一月三十日の日本再生加速プログラムにもこの法案については引用されていますよというところで、要するに民主党もつくりうとしていた法案じゃないですかという意味で御説明があつたわけでございます。

大臣に伺ひますけれども、この民主党政権時代の十一月三十日、日本再生加速プログラムは、これは閣議決定されていますが、現時点でも有効だと考えてよろしいでしょうか。

○甘利国務大臣 結論から申し上げますと、そのとおりであります。

○後藤(祐)委員 ありがとうございいます。

日本経済を再生させる上で、集められる知恵というのは私は有限だと思つておりますので、積み上げてきたものは、余り党派性のないものについてはそのまま生かしていただいて、どんどん知恵をふやしていくということに、ぜひ大臣、今のすつきりした答弁、感謝したいと思ひます。

有効だということであれば、この十一月三十日の閣議決定に盛り込まれているものは、今回の一月十一日の緊急経済対策、あるいは今回の補正予算、来年度予算、あるいはこの通常国会に提出している法案、こういったものの中で全て対応されているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○甘利国務大臣 結果として全て盛り込まれていると承知をいたしております。

○後藤(祐)委員 ぜひ、両方を見据えながら、十一月三十日の中でより詳しく書いてあるものもございしますので、そこはしっかりと進めていっていただきたいと思ひます。

その中で一つ、三本の矢の三本目の矢、その中でも規制改革がポイントだというふうに私も思ひますし、世の中でもそう評価されておりますが、これについて十一月十一日の緊急経済対策の中でどう書かれているかということを示したのが、今の配付資料でございます。その中に、規制改革、実は九行しか書いていないんですね。ちなみに、十一月三十日の民主党政権時代の規制改革は、各論がたくさん並んでいて、一つ一つのことが書いてあるんです。

今、配付資料の中で四つほど例示がされています。金融機関の出資規制の緩和ですとか例示されていて、この一番最後の方の「など」というところ、実は、民主党時代の中にももっと細かく、一つ一つのやらなきゃいけないことが書いてあるんですね。実は、先ほどの大臣の答弁で、十一月三十日閣議決定も含まれているんだというのは、この「など」に含まれているというようなことになつてしまつていくわけですね。

ていつてしまふんですね。ここに、民主党政権時代の規制改革に関して、少なくとも閣議決定レベルで決めた決める事というのはこれだけ厚いものがある、この下に、恐らくフォロアップですとかいろいろあるものがあるのですが、この一月の十一日の緊急経済対策の中において、今お配りの資料に、「など既往の閣議決定事項を着実に推進するものとする。」とありますけれども、この「着実に」というのが役人用語で、大変危険な用語なんです。一〇〇%やるというわけではないという解釈になってしまうおそれがある言葉なんです、着実にというのは、本来は、これは全てと書かなきゃいけないですね。

この「着実に推進」という言葉の意味は、先ほど大臣が、全て引き継がれるというようなことをおっしゃっていましたけれども、既往の閣議決定事項を全て推進するという解釈でよろしいでしょうか。

○甘利国務大臣 成長戦略にとって、規制改革というのは極めて重要であります。そのために規制改革会議を立ち上げました。その長たる方は、民主党政権下でも担当されていたということでありまして、その方をその責任者として起用するということは、規制改革の大切さということを我々がきちんと認識しているということと御理解をいただきたいと思います。

もちろん、やるべきことは全力で、必要なことを全部やっていきたいと思います。ただ、結果として、どこまでできるかというのは、やってみなければわからないところがあります。一〇〇%できるように、担当大臣は稲田大臣でありますけれども、担当大臣の背中を押して、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○後藤(祐)委員 この閣議決定の中には、どのぐらゐの結果になるかというところはやや具体的に書いていない、だけれども、何月までには結論を出すとか、そういうことが書いてあるわけなんです。そういうことを一〇〇%守ってほしいということなんです。その結果としての到達レベルは、

それはいろいろあると思います。

例えば、昨年の十一月の我々の方のプログラムに書いてあった、超小型モビリティの導入というののは二十五年一月目途に創設する。」と書いてあるんですね。これはやったんですかと聞いたら、ちゃんとやっていらっしゃるんですね。これは私は敬意を表したいと思いますが、一月三十一日に国土交通省がこれについてのことを決めているんですね。ですが、この中身がどの程度まで到達しているかをぜひチェックしていただきたいというふうに、稲田大臣にもぜひお伝えいただきたいと思いますが、こういうことを守ってほしいんです。

十一月の時点での決定では、超小型モビリティの走行緩和について、二十五年一月までに創設するということはちゃんと守っていただいた。その中身はいろいろ議論があつていいと思うんですが、ぜひ、先ほどの一〇〇%やるということについて、いつまでに何をやるということとはしっかりと守っていただいて、その中身がどの程度のところまでになるかは、それは各省交渉とかいろいろあるでしょうから、私はそこまで、一〇〇%縛ることとはなかなか難しいと思いますが、いつまでにやるというプログラムについては、しっかりと、一〇〇%守るということをやぜひ今の自民政権でも守っていただきたいと思っています。

それと、時間が過ぎてしまつておりますので、この緊急経済対策の中で、総合特区のことが書いてありますが、総合特区制度、構造改革特区を通じて地域活性化策の推進、これはちよつと通告をしているので申しわけないのですが、推進ということが書いてあるんです。

甘利大臣の地元でもあり、私の地元でもある神奈川県、さがみロボット特区というものが、今回、三次指定の申請を出しております。今週あるいは来週ぐらいにも指定ではないかというふうに言われておりますが、ぜひこれを指定していただきたいということとともに、まあ、それは純粹に、中立的にやられるんでしょうから、もし仮に

指定になった後に、この中に、電波法ですとか農地法ですとか道路交通法ですとか、幾つかの規制改革の内容が含まれております。ぜひ、これが指定になった場合には、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、ぜひ甘利大臣の所見を伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 指定をするつもりでございます。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。

それでは、この法案の審議に入っていきたいと思いますが、まず、この法案のやはり一番問題だなと思うところは、法案の題名なんです。企業再生支援機構というものが今まであつて、今もあつて、これを名前を変えようということなのでございすけれども、地域経済活性化支援機構というのは、名前として非常に漠然としているわけでありす。

既に面的な政策として地域再生というのが別のスキームであります。都市再生というものもあります。今申し上げた総合特区あるいは構造改革特区、あるいは、私共は流通産業課の補佐で甘利先生に御提案申し上げて、その後法律になった中心市街地活性化策、こういったものもあります。

あくまで今回の法案というのは、点としての一つ一つの企業の再生を応援していくという意味においては変わりはないと思うんですね。同じような地域の中にある幾つかの企業ということ、もちろん側面としてあるかもしれませんが、点としての企業を応援するという面では、私は、もともとの企業再生支援機構という名前で問題ないのではないのかなというふうに思います。

これに対して、再生という言葉が、一度だめになつてしまった会社というふうにも思われる、あるいは、そういう名前なので持ち込みにくい、いろいろな御懸念があるという御説明も伺っておりますが、とはいえ、政府の各種政策がいろいろある中で、役割分担という意味では大変わかりにくいと思ひますけれども、これについての大臣の見解を伺いたいと思います。

見解を伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 この種の名前の組織というのはたくさんあつて、本当に頭の中で整理して区別するのが大変だというのが正直な話であります。ここに至るまで名前が随分変わつていすよ、幾つもの。そのたびに機能が追加されたり変更になつたりしているんだと思います。

先生御指摘のとおり、個々の支援から、いわゆる面的支援、地域ごとを活性化していくということに対して手足を伸ばしているという点があります。

それから、おっしゃるとおり、従来の組織が支援に入つていくと、例えば中小企業であれば名前が公表される、そうすると、あそこは本が大変だねということになつて、支援に入ることがゆゑに再生の邪魔をするというようなことも一部懸念をされておりました。

そういった意味で、いろいろな危惧に対応するということが、それから、機能が変わりましたということをしっかりと認識していただくために、あえて名前を変えたという部分もあろうかというふうにしておりました。

御案内のとおり、新しい機構というのは、再生支援の担い手の支援能力の向上であるとか、新事業、事業転換を目指す企業や地域活性化事業を担う企業等の経営基盤の強化を積極的に支援するという新たな業務を追加しているところでございます。それらもろをもろを含めまして、新しい体制ができたということをわかりやすくするために名称を変更させていただいた次第であります。

○後藤(祐)委員 大変わかりにくい名前だということについては、大臣も若干同意していただいている感じをニュアンスとしていただきました。さて、今回の補正で、出資、融資という形で、ファンドをつくつたりといった形で入っていくわけでございますけれども、これは既に中小企業に対して地銀なりそういったものとの金融機関がお金を貸している、そこにファンドなりそういったものが入ってくる、これで再生を図っていくこ

と自体は私はすばらしいことだと思っんですけれども、国が入れたお金が結局戻ってこない、いわば失敗してしまうということが一〇〇％あつてはいけないということではないんです。

ある数の中で一部は失敗するのはあるでしょう。ですが、モラルを持ってきちんと稼いでいただく、産業再生機構はたしか黒字のまま終わりましたけれども、国の金をどぶに捨てないためのモラルというものは、例えば人事評価ですとかあるいは審査の基準ですとかという中で反映されているんじゃないでしょうか。

あと、こういった再生パッケージをつくるとき、あるいはつくった後に、これはちよつと、こまめやるかどうかわかりませんが、もともと貸している金融機関が、国からお金が入つてくれた分、うちはちよつと融資を抜くかという形で、将来また倒れるかもしれないということで手を引いていくような形で、結局、リスクは国に転嫁されてしまふというようなことはしないのか。このあたりについての御見解をいただきたいと思ひます。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

地域経済活性化支援機構、新機構のガバナンスにつきましては、その適切な業務遂行、すなわち、個々の企業の再生の支援、それから、今回新たに追加された再生支援の担い手の支援の向上に資する出資、専門家の派遣のための支援基準等を主務大臣として適切につくり、また、本法に定められました出資の監督規定を適切に使わせていただくことによりまして、適切な業務執行になるように努めてまいりたいと思ひております。

また、金融機関に、その後、機構が使われた後も継続的な支援を行つていただく、こういうふうなことが確保されているのかという御質問につきましては、新しい機構法の六十四条におきまして、機構と金融機関等は地域における金融の円滑化に資するように相互の連携に努めなければならぬという規定を置かせていただきました。こゝで言う金融の円滑化と申しますのは、新たな信用供与、借りかえ、貸し付け条件の変更等を含む広

い概念でございます。

内閣府といたしましては、こうした規定の趣旨を十分踏まえまして、金融庁としっかり連携いたしまして、金融機関に対して、機構の活用後も円滑な資金の供給を初めとする支援対象事業者に対する継続的な支援に努めていただくように促してまいりたいと思ひます。

○後藤(祐)委員 ぜひ、ずる抜けにならないように、施行後、これは政治の意思としても厳しくチェックをしていつていただきたいというふうに思ひます。

さて、今のお話の中にも少し出しましたけれども、要は、債権を少し利息を免除してあげるですとか期限を延長してあげるですとかということは当然必要になつてくるんですが、そういう観点から、ことしの三月末に中小企業金融円滑化法が切れて、四月からはこれはなくなつてしまふわけですから、四月からはこの対応ということで中小企業は大変すけれども、この対応というので中小企業は大変今てんやわんや、あるいは、金融機関側がそれに對してどの程度備えているかということに若干の懸念を覚えます。

私も地元の中小企業の経営者にこれについてどうですかと聞いてみたら、我々の方では議論になつてはいるけれども、実際、金融機関側に聞くと、ああ、そうなんですしつけないような、もちろん金融機関によるんでしょうけれども、具体的にどういう対応をしていくかというところの準備が必ずしもできていないところもあるやに聞きます。

確かに、中小企業支援ネットワークをつくるですとか、認定支援機関があるですとか、今回の機構も手伝うですとか、いろいろなツールがある。実は、きのう役所の方に御説明に来ていただいたら、こんなのがあります、こんなのがありますという説明はするんですけれども、では、私がもし中小企業の社長だったら、まず何をすればいいんですかと言うと、答えられないんですよ。それは、例えば地元の商工会議所にまず駆け込んで、そこで相談しなさいというのが答えなんですよ、

恐らく。

そういう、現場で何が起きるか、中小企業側あるいは金融機関側、具体的にどういうふうにやつていくかというところについての周知をもう少ししっかりとしたいかないと、これは大混乱になるおそれがあると思ひますね。

これは、中小企業の経営者ともよく触れ合つてある政治家の観点から、政策としてはこういうのがありますという説明ではなくて、現場でこういう場合にはこうするんだということをもつときちゃんと指導すべきだというふうに思ひますが、これについていかがでしょうか。

○寺田副大臣 後藤委員にお答えを申し上げます。

支援が必要な中小企業者あるいはまた事業者に對しましては、今委員も言われたように、いろいろなツールがあるということをしつかりと周知徹底をする必要があろうかと思ひます。

一番身近なところといたしましては地域の商工会、あるいはみずからの会社の顧問をしていただいている税理士さん、また、取引のある金融機関、こういった身近な、日ごろのおつき合いのある機関に對しまして御相談をいただくことが極めて重要である、そして、それらの機関が適切に對応していくことが必要であると考えております。

そういったような観点から、今月中に、全国各地の財務局、また、全ての都道府県に所在をしております財務事務所、これに中小企業等金融円滑化相談窓口、これを設置させていただきます。この借り手側あるいは中小企業者から寄せられました相談に對して、適切にその相談内容に答えていく、こういうきめの細かい指導をしてまいりたい、そのように考えております。

先ほど委員が言われた、用意しておりますさまざまなツールについても十分に説明をし、最適なベストミックスの政策対応をいたしたい、そのように考えております。

○後藤(祐)委員 ぜひこれは政治家の目で、しっかりと現場で動くようなチェックをしていただき

たいと思ひます。

それと、個人保証について、中小企業の経営者が連帯保証をしている、あるいはひどい場合は第三者保証をほかの方にお願ひしている、これで会社が倒れた場合にもう二度と立ち直れなくなつてしまふという問題をどうするかということは長年課題になつてきたわけでございますけれども、これは我が党の政権のときにも検討会を設けて進めてきたんですが、自公政権になられて、新しく検討会を設けてかなり速いペースで検討されていると伺つております。

これは過去の蓄積がございますので、その中で、これも実際、現場の社長から聞いた話なんですけれども、ガイドラインをつくつてほしいと。要は、再生の場合は、こういうような場合にはこんな感じですよというふうな、おおむねのガイドラインみたいなものがないので非常にやりにくいという声を聞きます。実際、民主党政権のときの検討会の結論というのは、中小企業再生ガイドラインをつくるべきじゃないかというふうな方向だったわけでございます。

ぜひ新しい政権での検討会の場でもそのような方向で議論を進めていただきたいと思ひますが、経済産業省、いかがでしょうか。

○平大臣政務官 お答えいたします。

今、後藤議員から御指摘をいただいた勉強会は、中小企業庁と金融庁共催による、中小企業における個人保証等の在り方研究会ということでございます。まして、学識経験者、実務者、金融機関、中小企業団体等の構成員で、本年の一月に設置をいたしました。三月の末までに一定の課題解決に向けて報告を取りまとめるということでございます。

議員御指摘のとおり、経営者の個人保証はさまざまな問題を抱えていると思ひます。金融機関の側は、とにかく担保をとつて、とにかく経営者の保証をとつて、企業のフェーズが変わつても、とつていく分には金融機関側には損はないわけでありまして、その辺が硬直的に運用されている。

さらには、そういった個人保証の問題が、新たに起業をしようという人たちの障害になっていたり、また、再チャレンジをしようとしたときに再チャレンジしにくくなっていくということになるうかと思ひます。

いずれにしても、今御指摘の方向に沿ってしっかり検討をしまりたいと思つております。

○後藤(祐)委員 ぜひよろしくお願ひいたします。これは党派性のない話だと思ひます。

さて、最後、一、二分あるんですけども、公務員制度について。

本来は一般質疑でこれをやらなきゃいけないんです。本来は公務員制度改革基本法案で法案を出していきやいけない時期なんです。我々は労働協約締結権を含む法案を出したんですが、廃案になつてしまつております。この国会で法案を出さないのはなぜなんですか。

さらに言うと、労働協約締結権を含む法案をどうしても出せないというならば、それを除いた部分、例えば人事局をつくるですか、あと、甘利大臣がまさに公務員制度改革大臣だったときに谷人事院総裁とバトルをした例の法案がございまして、級別定数を内閣移管するですか、採用の企画立案を内閣に移すですか、その思ひは今でも変わつておられませんか。これを含む何らかの法案は、少なくともこの国会に出すことが法律上の義務だと思ふんですね。これは法律上の義務なんです。もう既に期限を超えているんです。甘利大臣の思ひを聞きたいと思ひます。

○甘利国務大臣 おつしやるとおり、基本法には期限が切つてあります。それからいへば、対応がおくれているというのは、まさに国会としての怠慢だと言われていることだと思ひます。私が行革大臣のときのことを御指摘されました。思ひ起こすことが多々あります。何としても公務員制度改革を施行しようという思ひ、それは昔も今も変わつておりません。担当は稲田大臣でありますので、私の思ひもしっかり伝えて、基本法の趣旨に沿つて迅速な対応ができるように、背

中を押していきたいというふうに思つております。

○後藤(祐)委員 時間が来たのでこれで終わりですが、続きもやりたいと思ひます。

ぜひ、今の甘利大臣の答弁を受けて、稲田大臣に、何か勉強するとか言つておられますけれども、これはもう議論は尽きているんです。勉強している時間はあります。国会の期間は、参議院選挙があるので、しかも補正予算があつて、本予算があつて、暫定予算があつて、ほとんど時間がありません。

幾つかの法案のパターンはもう決まっていますから、できれば労働協約締結権を出していただく、そうでないにしても、何らかの法案を出すことは法的義務だということを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○平井委員 次は、松田学君。

○松田委員 日本維新の会の松田学でございます。

日本維新の会にとつては法案としては初めての審査ということになりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

この法案は、補正予算関連法案ということで、一応、今回の緊急経済対策の中に位置づけられているということ、また金融にも関連しているということなので、まず、マクロ経済政策的な観点から、デフレ克服という観点から幾つか質問をしたいと思ひます。

今回、いわゆるアベノミクスで、三本の矢、大胆な金融緩和ということがございしますが、また共同声明ということで、政府と日銀で、日銀は1%のインフレ率目標とすることを約束したことになつていられるんですけども……(発言する者あり)2%ですね。失礼しました。

インフレターゲットというと、通常、インフレ経済のときに、インフレを抑制する目標としてインフレ率というのが、これは中央銀行の独立性のもとにやつていくということでは結構経験があると思うんですが、デフレの状態からいわゆるイン

フレにしていこうということは、どちらかというと未踏の領域といひますか、そういうことをこれからやつていくに当たつて、今般、共同声明を出したんですが、政府は、通貨の量をふやせば、いわゆるインフレ率といひるかこの目標を達成できる、そのためにマネーサプライをふやすのは専ら日銀の責任と努力でできると考えているのか、あるいは、2%という目標の道筋といひますか手段といひるか、そういうものについては政府も共同責任を負うといひか、いわゆる共同声明の趣旨なのか、その辺についてちよつと基本的な認識をお伺ひしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 2%の物価安定目標を掲げてこれに取り組む、これは主體的に日銀の責任であります。一方で、インフレ目標の達成、これは実体経済の改善が伴わないと、国民経済、国民生活にとつてもいいものではありません。その実体経済が伴うといひか、政府の責任として行つていくといひか、御理解をいただきたいと思ひます。

○松田委員 では、2%の目標が達成できない場合は専ら日銀の責任である、政府は関係ないといひことになるんでしょうか。

○甘利国務大臣 余り突き放した言ひ方ではないんですけども、2%の物価安定目標に向かって金融緩和、手段は日銀の独立性にかかわることであり、手段は日銀がいろいろとつていくといひことでもあります。これは日銀が主體的にやつていくといひことでありまして、その環境整備に對して政府もやるべきことはやりましようといひことでもあります。

○松田委員 なぜこういう質問をするのかといひと、いわゆるデフレ克服といひのが、やはり金融機関の信用創造といひか、それが伴わないとなかなかできないんじゃないかといひ認識があるからであります。

一般に、通貨をふやせばそれだけ物価が上昇するといひ、経済学では貨幣数量説みたいな考え方があるんですが、ただ、通貨をふやしたところ

で、実際に人々がお金を使つて支出に回さないと、通貨の回転速度といひますか、これが下がつて、結局、資産ストックが積み上がる。千五百兆円という個人金融資産がありますが、それが積み上がった、あるいは国債が積み上がったといひ形で、やはりフローの中にマネーが回つていかないと、なかなかデフレといひのは克服されないんじゃないかといひうに思ふわけでありまして。その中で、中央銀行ができるのは、金融市場にマネーを、いわゆるマネタリーベースといひますか、昔でいうとハイワードマネーを供給するといひことができるんですが、そこから金融部門が実体経済にどれだけ信用創造するかといひことが結果としてマネーサプライをふやしていくことにつながるといひことでもあります。

これは、日米欧のこれまでの経験から見ましても、例えば、日本は、九九年からマネタリーベースといひのは大体二倍ぐらいになつていまして、マネーサプライは二割ぐらいしかふえていない。アメリカやヨーロッパ、いわゆるユーロ圏なんかも、中央銀行はマネタリーベースを三倍ぐらいふやしてもマネーサプライは三割ぐらいしかふえていない。結局、いわゆる非伝統的な手段といひて中央銀行が債券、国債なんかを買つても、それで銀行部門に資金が供給されても、それが中央銀行に對する準備預金として積み上がるということになつてしまつと、中央銀行のいわゆる資産と負債が両建てでバランスシートが拡大するだけで、市中のマネーがふえることにならないといひような経験を結構先進国がしているわけですね。

そういう点からいひると、どうもこの金融政策だけで物価目標とかあるいはデフレ克服といひのはなかなか困難なので、アベノミクスといひのは財政政策で公共投資を拡大する、需要を拡大するといひやつていられるんですが、これも経済効果では一時的なカナル剤、そう言われている。やはり民間需要中心の持続的な成長に結びつくためには、信用創造を民間の金融機関がしっかりとやつていかなといひデフレ克服はできないんじゃないかといひう

うに思うわけですね。

しかし、銀行の状況を見ると、どうも最近というか、ずっとこのところそうなんです、貸出先がない、事業性のある、収益性のある貸出先がなかなかないんだ、資金需要がないというのが銀行側の説明で、一方で、中小企業とか借り手の方は、銀行が貸さないからなかなか収益性のある事業が展開できない。卵が先か鶏が先かみたいになっちゃって、結果として、預金残高は、銀行に対する預金はどんどんふえていますけれども、国債の運用が専らふえてなかなか貸し出しが伸びないという現象が起きているわけですね。

九〇年代後半ぐらいまで、預貸率、いわゆる預金に対する貸付残高の比率ですが、大体一〇〇%ぐらい日本の銀行はあったのですが、このところ大体七割ぐらいまで低下している。それから、中小企業向け貸出残高は、二〇〇〇年ごろに比べて、ある数字では六十兆円ぐらい減っているというような数字もあるんです。

不良債権の処理というのを昔やっていたんですが、それがめどがついても十年ぐらいたっても中小企業向けの残高が低下してきている。これは、もちろん企業の資金需要が低迷しているというのもあるんですけども、やはり金融機関のサイドでリスク回避的な与信態度というかそういう問題が相当あったのではないかと、これがデフレが継続してきた一つの原因なのではないか。

もちろん、金融行政当局もいろいろ努力をされてきたと思いますが、それを十分克服できなかったのじゃないかというふうにも思いますけれども、この点については御当局の認識はいかがでしょうか。

○島尻大臣政務官 松田委員に御答弁申し上げます。金融機関において、金融仲介機能を十分に発揮

いたしまして、中小企業を含む借り手企業の資金需要に対し適切に対応していくということが重要であるというふうに考えております。こうした観点から、検査基本方針や監督方針の中で、金融機

関における円滑な金融仲介機能の発揮について、重点的に検証すること等を明確化し、各金融機関の取り組みを促してきたところでございます。

他方、我が国では、長期にわたり、需要が弱い中、成長期待の低下などもございまして、デフレ不況が継続をしまいいりました。しかし、今後は、政府全体の政策が相まって経済状況が改善し、中小企業を初めとする企業側での資金需要が高まっていくということが期待をされております。

引き続き、金融機関による適切な金融仲介機能の発揮を一層促進してまいりたいと存じます。

○松田委員 一九九八年でしたが、金融監督庁、いわゆる財政、金融分離で、私も当時大蔵省にありまして、その設立準備にかかわったことがあります。その後、それは金融庁になったわけですが、金融機関の財務の健全性という点、それを第一に掲げて、金融の新しい行政体制ができたわけですが、くしくも、そのころから日本のデフレも本格化してきた。別に、金融監督庁をつくったことがデフレの原因だとは言いませんけれども、金融機関の財務の健全性というのは、究極的には、リスクをとらない。極端なことを言ったら、全額国債に運用すれば財務の健全性になってしまふ。最近では、その国債も少しリスクがあるというふうな認識をされているかもしれない。

そうなってくると、やはりそういう思想で金融行政がスタートし、そしてずっと長い年月が経過して、民間の金融機関も、どうも、できるだけ責任をとりたくない、リスクをとって事業性を審査して貸し出しをするぐらいであつたら、国債に運用した方が楽だというような行動原理がどうしてあつたんじゃないかと。そういうふうに見られているということがありました。しかし、本来、

本当の意味での金融機関の財務の健全性というのは、収益性のある貸付先、そこから十分な金利がとれるということ、いかにそういう企業を育てていくかということだと思えます。

そういう観点から見ると、三年ほど前に金融円滑化法、あれは当時はモラトリウムとか言われて大変びっくりしたんですが、でも、よくよく考えてみると、条件変更してしばらく猶予を与えて事業再生をさせるということによって健全な融資先をつくっていくという意味では、本来のこういった金融行政のあり方というのか、それに即した政策だったんじゃないかなというふうにも思うわけがあります。

そういう意義はあつたんですが、今回、これだけデフレ対策を政府は講じようとしている、そういう中であつて、これはたまたまなのかもしれないが、この円滑化法が、期限が切れてしまふ、失効してしまうということなんです。

この三年間、一応、デフレ経済の中にあつても、多くの事業者がこの円滑化法を利用して、真面目な中小企業が随分助かってきたというふうな意義もあつたということも言われています。

そういう中で、この円滑化法を停止しないで、また延長したらどうだ、その方がアベノミクスも弾みがつくんじやないかという声もあるんですけども、そもそも、この円滑化法というのは、どういう出口を想定していて、停止するのであれば、その出口といえますか政策効果はどういうふうになつたのか、政策効果についてどういうふう

に総括をしているのか、あるいは弊害が目立ってきたからやめるといふことなのか、そのあたりについてちょっとお聞かせいただければと思います。

○寺田副大臣 お答えを申し上げます。

まさに今、委員がいみじくも言われたとおり、三年前、モラトリウムということで大変に話題になつたわけですが、金融の円滑化という点では、まことにこれは効果を発揮したというふうにも考えております。

いでもそうした意識が定着してきた、十分にその効果は発現をしたということで、再々延長については考えていない状況であります。

しかし、この円滑化法を続けることで大きく三つの弊害が発生をしてくている。一つは、これはまさに委員がいみじくも言われたとおり、モラトリウム、絶大なモラルハザードを発生せしめております。また、モラトリウムであるがゆえに、ニューマネーが極めて出づら。当然のことながら、グレース期間の延長やあるいは支払いの猶予によりまして預貸率は下がつてまいります。またさらに、こうした措置の実施が必ずしも経営改善計画の策定と事業再生の実施に直結をしていないという現実もあります。この三つのデメリット、これが、先ほど申し上げたようなメリットを凌駕してきたのが実態である。

したがって、今回、新機構法案をつくりまして、これまでの円滑化法の精神は法律の六十四条で継続をしつつ、新たに事業再生に資する政策に軸足を移していく必要があるものと思路をしております。さらに、中小企業や小規模事業者等を支援するための施策全体を全体のツールとして、官民を挙げて推進をしてまいりたい、そのように考えております。

○松田委員 今そういうお答えをいただきましたが、今回のこの支援機構の改組というのが、円滑化法が終わることを見越して、それと、終了するということがつながる形ででき上がる、そういう措置であるということをお説明いただいたわけなんです。ただ、中小企業の現場の方々の声を聞いていますと、やはり、この円滑化法が終わるということに対して結構戦々恐々としていて、これからますます、それこそニューマネーが出ないんじゃないか、あるいは、事業の選別が進んで、倒産する企業と倒産しない企業がはっきり選別が進んで、倒産がふえるんじゃないかといったようないろいろな声がまたからは聞こえてくるわけがあります。そういった意味で、今回の地域経済活性化支援機構というのはそういった疑念を払拭す

るに足りる措置であるかどうかというのが重要なポイントだろうというふうに思うわけでありま

す。

これまで企業再生支援機構ということでやってきたんですが、民主党政権のときの国会答弁、古川大臣の答弁の中で、円滑化法とこの企業再生支援機構は車の両輪であるという御答弁があったんですが、今の政権はどういうふうに捉えているか別として、車の両輪であるということになると、一方で円滑化法が終了して、もう一方で、先ほどの質問にもありましたけれども、ネーミングが、企業再生支援というものが地域経済活性化というふうになって、どうも中小企業に対して光を当てるというイメージがちよっとずれてしまうと、メッセージ性といえますか、いわゆる中小企業の事業再生にきめ細かく対応しようとしているんだという、そのあたりがどうも弱いような気がしているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

関が中心となって中小企業を再生していく、あるいは地域ごとに設けられている再生支援協議会、ここで地域の中小企業を再生していく、こうした取り組みに対して機構が支援をしていく、出資をしたり、あるいは専門家を派遣したりという新たな業務を追加するわけでありまして、いわば地域の取り組みを面的にやっていく、それを機構が支援しようということ、名称も地域経済活性化支援機構という名称に変えてやるわけでありまして、これは地域と一体となって面的に中小企業の皆様方が再生する道をしっかりととれるように応援をしてきたい、こういう趣旨でございます。

○西村副大臣 お答えをいたしたいと思えます。古川元大臣がどういう趣旨で車の両輪とおっしゃったかは承知していませんけれども、今も寺田副大臣から答弁がありましたとおり、本当に、リーマン・ショック後の大変厳しい金融情勢の中で円滑化法というものを制定して、中小企業の皆さんが厳しい中を乗り越えていく、そのための一つの方策として円滑化法は機能してきたものというふうに理解をしております。あわせて、同時に、再生支援機構も中小企業の再生についても機能を果たしてきたというふうに理解をしております。

○松田委員 中小企業の事業再生は、結局、地域経済力に即してやった方が実効が上がるというような御判断なんですか。ということ、地域経済力の活性化に資するとは必ずしも限らないような事業というのは、それはちよっと捨てられるという感じなんですか。その辺はいかがなんでしょうか。

○西村副大臣 円滑化法を終了するという判断も、リーマン・ショック後の物すごく厳しい、大変厳しい金融情勢からは変化をしてくれているというところの判断、認識があるのが一つと、それから、基本的に、今、寺田副大臣からの御指摘もありましたように弊害もあつて、やはり企業は、地域経済も新陳代謝をしていかないと、時代の変化に応じて変化をしないといけない、いつまでも昔のままであれば地域経済の活性化はないわけでありまして、そういう視点から、主として地域の商工会、商工会議所の皆さん、あるいは地域の金融機関が中心となって、地域経済をどうやっていくか、どう自立して発展をしていくかということ、考える中で、我々、機構もその取り組みに対してしっかりと応援をしていこう、こういう趣旨でございます。

○松田委員 そういろいろな御説明をいただいている、それで次第にだんだんわかってくるんですが、どうも今回の機構がよくわからないという

か、一般の方々には、地域経済活性化と言った途端にちよっとわからなくなっているんじゃないかなという印象が否めないの。

今回の緊急経済対策全体がデフレ克服と、先ほども申しましたように、そのためには金融機関の円滑な信用創造ということをいかに促進していくか、その辺にも光を当てた対策であるということとの関連から見ても、このあたりは、はつきりわかりやすい機構のPRに努めていただければと思います。

これに関連して、今回の法案は、補正予算関連ということで、ファンドへの出資として三十億円、その三十億円の予算措置で、地域に専門家を派遣して、ファンドに専門家を派遣してノウハウを提供するといったソフト面の対策、少ない金で知恵を使う対策という、その面では、我々維新の会は賢く強い経済財政運営というのを掲げてきたんですが、なかなか賢い経済政策だなという面で一定の評価はできていると思います。そういう意味で、公共事業をむやみに拡大するような政策ツールに比べれば筋がいいというふうな判断もしております。

ただ、今回の法案でわかりにくいのは、この効果がどのぐらいの効果になるのかということでありまして、これまで中小企業の事業再生については、いろいろな省庁に関連するいろいろな施策が重層的になされてきたわけでありまして、もちろん中小企業庁関係もありますし、そういった施策が全体としてどれぐらいの効果を上げて、そして、その上に立って、今回の法改正で中小企業の事業再生でどういうような効果を上げるかというあたりがどうも見えにくいといえます。

また、企業再生支援機構が、いわゆるJAL支援機構と言われるように、一部の企業に偏ってしまったという印象もあるんですが、そういった意味で、幅広く全国各地のいわゆる企業再生に専門家を派遣したり知恵を提供する、それだけの十分なキャパシティがあるのかどうかとか、逆に、やはり特定の企業に支援対象が絞られてし

まって、中小企業に十分な光が当てられないんじゃないかと、そういった懸念も出かねないような気がします。

そういった意味で、ある程度数値化された目標というのか、そういったものも必要のような気がいたしますけれども、その点について少し明らかにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山際大臣政務官 お答え申し上げます。

先ほどから御答弁申し上げているとおり、今回の法改正におきまして、個々の企業に対する直接の再生支援、これは、支援期間の延長等によって中小企業の使い勝手を改善すること等の措置を行って、続けてまいります。

また、それに加えて、先ほど委員からの御指摘もございましたように、専門家の派遣、そして地域の力を活用する、こういった間接的な、より幅の広い、地域の中小企業の再生支援を行っていくところでございます。

その結果、今、数値目標はどうかというお話がございましたけれども、今申し上げたように、自身を拡充させるという趣旨でございまして、具体的に数値目標として、私たち、これぐらいだということとは挙げさせていただいておりませんが、いづれにいたしましても、より多くの中小企業を支援できるような仕組みにしていこうという趣旨でございます。

○松田委員 いわゆるファンドに対して出資もして、専門的な人材も派遣するということで、これは、地域の金融機関が既に円滑化法の終了を見越して随分ファンドをつくっているという話もありますけれども、そういったものをさらに促進していくということがあろうかと思えます。

ここでちよっと金融行政の今後の方向みたいな話についても伺いたいんですが、よく言われるのは、いわゆる貸付先を、第三者的に担保をとってリスク管理をするという金融ビジネスモデルというのは行き詰まっています、どちらかというと、金融機関も貸付先と一緒に、ともに汗

をかい、そこから金融的な成果の配分を受けるような、そういうビジネスモデルがこれからの流れだという話も聞いておりますが、金融行政の今後のあり方として、こういったことも意識されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○島尻大臣政務官 お答えを申し上げます。

地域金融機関は、それぞれの地域における顧客ニーズなどを踏まえながら、自主性、創造性を発揮し、地域密着型金融の取り組みを積極的に推進していくことが重要だと考えております。

金融庁といたしましては、こうした観点から、地域密着型金融の推進に関する監督指針を定めておりまして、その中で、地域金融機関が顧客に提案するソリューション、解決策の一例といたしまして、企業育成ファンドの組成、活用等を明示しているところでございます。

こうした中、今般の法改正によりまして、地域経済活性化支援機構の新たな機能といたしまして、機構がノウハウを有する専門家を派遣し、民間金融機関等とともに地域活性化等のためのファンドの運営を行う枠組みが整備されるものと承知をしております。地域金融機関が機構とともにファンド運営に参画することで、この機構の有するノウハウが共有されまして、そして地域金融機関による中小企業等に対する支援能力の向上が図られていくものと期待しているところでございます。

○松田委員 銀行が、単に金利収入を求める民間企業ではなくて、やはり地域と一体となつて、そこに溶け込んで、一緒に地域再生をやっていく、そういう方向を目指しているというお話だったと思います。

最後に、もう時間もないので、今回の新しい機構ですが、地域経済活性化、これは一種の公共的な目的なんですから、これを地域の事業者の自立的な選択によつて、それをサポートするのがいわゆる地域の金融機関である、それを促進するために中央にあるこの機構が人材や知恵を提供する、こういうようなたてつけになっていると

いうふうに理解しますが、我々維新の会は、地方の自立とか、あるいは、そもそも規律であるとか自立であるとか、そういうことを非常に重視して、それも、賢い経済運営、先ほど申し上げましたが、そういう趣旨にもかなうのではないかと、うふうに思っているんです。

大臣にお聞かせいただいたんですが、この新しい地域経済活性化支援機構の基本的な考え方、設計思想といえますか、自助とか公助とか共助とかいろいろの要素があると思いますけれども、その辺についてお聞かせいただければと思います。

○甘利国務大臣 この法案に限らず、安倍政権の基本的な姿勢は、自立しようとする力を助けるということでありまして。地域には地域の当然特性があります。そういう地域の方、本来の魅力、それがいろいろの事情で発揮できない、そこをどう助けていくかであろうと思ひます。地域の自立、自助に対してしっかりとしたツールを提供する、アイデアも提供するということでありまして、地域の主体性を補完していくということでございます。

○松田委員 維新の会は、いいものはない、悪いものは悪い、是々非々で臨むという基本的なスタンスでありまして、今聞いた限りでは、我々の考え方にも即している法案だというふうに理解いたしました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○平井委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。

私は民間の金融機関出身なんですが、その後、民間から出向で、かつての自民党政権時代の甘利大臣のもとでの公務員事務局の職員を下っ端でやっておりまして、先ほどもちよつとお話が出ましたが、ぜひ安倍政権で公務員改革関連法案を進めていただきたい。

その中身としまして、ちよつと質問に入る前に恐縮でございますが、かつての民主党政権では、人事院の機能移管や事務局の機能移管が非常に不

十分な法案だというふうに私も考えておりまして、自民党政権では、もともと基本法の理念に沿つた、そういったしっかりした公務員改革をぜひ進めていただきたい、そのように考えておるところでございます。

さて、本題の方に入らせていただきたいと思います。

この再生支援機構法案の前身、ファンド的な要素だと思うんですが、私も金融の分野でファンド関連にいろいろかかわつてまいりましたが、基本的な考え方、思想として、民間のファンド、日本や、あるいは諸外国の方がずっと歴史も長いわけですが、そのファンドの組成とか管理運営とかと異なるやり方で官民ファンドというものがなされるのか。それとも、基本的な重要な点においては、民間のファンドの組成方式、いろいろなタイプがあります。ベンチャーだとか不動産だとかPEファンドだとか、あるいは、ヘッジファンド、グローバルマクロ、いろいろなものがございますが、いろいろなタイプはあるものの、基本的な組成や管理のやり方、これは官民ファンドと民間ファンドは違うのか、あるいは同じなのか、その辺についてちよつと基本的な考え方をお伺いしたいと思ひます。

○三井政府参考人 お答えいたします。

今回の、機構の業務として新たに追加された事業再生ファンド、地域活性化ファンドへの出資等の事業につきまして、民間の事業者の方と共同してそのファンドを運営しないしは出資する、こういった考え方を取り入れておりまして、その意味では、民間におけるファンドの運営の考え方や実務を十分踏まえたものとする必要があると考えております。

と同時に、地域の経済の活性化ということで、民間事業者のみではなかなか組成が困難であつたりとか実現がしにくいものにつきまして、この機構が後押しをする、こういうふうな要素があるかと思ひまして、そういった観点からの多少の修正を加えているというところかと思ひます。

○大熊委員 ただいまのお話で、踏まえたというのは、具体的に、同じなのか違うのか。私は細かいところまでと申し上げているつもりはないんです。基本的な点において同じなのか違うのか、この辺いかがなんでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

ファンドといひますと、技術的な言葉で恐縮でございますが、投資事業有限責任組合といった法形式を使いまして出資、投資をしていく、こういったことで、基本的に民間のファンドと共通な基盤を使わせていただくというところがあります。

また、個々の事業再生ですと、再生可能性というものを考慮するという点でも、一定の底流で共通のところがあるかと思ひます。

他方、ここから先は民間のファンドはさまざまであらうかと思ひますが、民間のファンドの投資家の方がどの程度のリターンを求めるのか。あるいは、そのリターンの時間的な長さといった点に關しましては、この機構はむしろ地域経済の活性化に資するよう、少し長い時間的な軸、ないしはリターンの度合いということについても、地域経済活性化ということを念頭に置いた運用をするという点で、少し異なるところが出てくると考えております。

○大熊委員 一番で質問通告させていただいた成果、実績についてというところの関連でもあるんですが、今、リターンとおっしゃいました。

先ほどの質問では、数値管理していらつしやらない、目標はわからない、こういうふうにおつしやいましたが、普通の民間のファンドですと、不動産ファンドですと一五パー前後とか、PEファンドですと三〇パー前後、これは、普通はIRRというふうな、テクニカルで恐縮ですが、管理をしているわけでございます。

昨日の事務方の皆さんの、金融庁の方の御説明だと、IRRでは管理しないんだということなんです、数値目標はわからないとしても、どういう管理をされようと。例えば、ヘッジファンドで

すとNAVでの管理だと思わんですが、どういう管理をされようということなんでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

現行の企業再生支援機構法のもとでは、先生御指摘のとおり、IRR、内部収益率という考え方で必ずしも支援先の企業を決定しておらない状況でございます。具体的には、この法律の中で、機構がどの企業を支援するかということについて主務大臣が支援基準を定めることになってござい

ます。現在の支援基準では、生産性の向上の基準といまして、自己資本当期純利益率が二%ポイント以上向上するかどうか、有形固定資産回転率が五%以上向上するかどうか、従業員一人当たりの付加価値額が六%以上向上するか、その他これらに相当する生産性の向上を示すほかの指標の改善があるかどうか、こういったもののいずれかを原則として三年以内に満たすということを主務大臣の支援基準において定めております。

今回、法改正の中で、新たな業務もございすけれども、この支援基準につきましては、法律の規定によりまして、事業所管大臣の意見もお聞きして主務大臣が決めるということになってございす。こうした中で適切な支援基準を定めてまいるということになっております。

○大熊委員 投資ファンドで一番大事なことは、私から言ってしまうのはなんですが、投資家のお金を守る、ふやすことなんですが、そういった支援基準をいろいろ満たす、それで投資決定をする、そうすると、どのように投資家のお金が守られるのかという、そちらの管理の測定の方法ですね、それを私はお尋ねしているんです。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

この機構の出資者は官それか民それぞれ約半分ずつでございまして、おっしゃるとおり、投資家としてはどういうリターンなりロスが出ないかといったことに関心があるということでございます。と同時に、法律におきまして、民間だけではな

かなか再生困難な事業者につきまして、民のいわば補完といまして機構が企業の再生を支援していく、こういう考え方もございまして、そういった両者のバランスをとりながら、このような支援基準を定めさせていただいているところでござい

ます。今申し上げました生産性向上基準のほかに、再生可能性という切り口もまたございまして、ここで、再生可能なものに支援をしていく、こういう点が、先生御指摘のような、投資家にとつてのお金を守られるのかといったその考慮の中に含まれているのではないかとこのように考える次第でござい

ます。○大熊委員 やはり今のバランスという言葉が引っかかるわけでございす。そういうふうに向いますと、バランスということとは、投資家の利益を最大化することではなく、バランスをとるということは、投資家のお金よりも支援先の方を優先する、そういうふうに関心するわけなんです

が。だからこそ、IRRで管理しないのであれば、では、例えば、きのう事務方の皆さんにヤマギワさんの再生事例をというお願いをしたわけなんです、約二年前に投資して、それで二年ぐらいたっているわけで、投資家、つまりこれは税金の塊ですから、国民の税金の塊、お金なわけなので、どうなっているんだろうというのが、これが一番気になるころなわけで、ちよつとそちらもではまた具体的に教えていただければと思いま

す。○三井政府参考人 個別のヤマギワという事業者についての支援内容と現状についての御質問でござい

ます。この事業について、若干細かくなって恐縮でございす。この事業者は、赤字事業であります。店舗の事業からの撤退がございましたということや、あるいは、建築市場における需要が低迷しておたり、価格圧力が高まっておって、収益力が低下している、こういったことから財務内容が悪

化しまして、収益力に比べて過剰な有利子負債を抱えているという状況でございました。また、その過剰在庫も問題となっております。こうしたことから、抜本的な事業の再構築を実施したいということで企業再生支援機構への支援の申し込みがあったというふうにお伺いしております。

このお申し込みに対しまして、具体的なその支援の内容でございす。企業再生支援機構としては、関係金融機関間の債権の調整、具体的には債権カットの調整でございす。それから機構による五億円の融資、それから新規融資に対する保証、この保証割合は五〇%でございす。それから経営人材等の派遣を行う、こういうことを前提に、平成二十三年四月にこの事業者に対する支援決定を行った次第でございす。

機構は、支援決定以降、対象事業者の事業再生を進めるということでございまして、その再生に一定のめどが立ったということで、二十四年の十二月に、新たなスポンサーに対しまして、機構が保有する事業者の全株式を譲渡して、かつ機構が保有いたします対象事業者に対する貸付債権の回収も完了しております。この過程でロスは生じていないというふうにお聞きしてございす。

その後、株式譲渡後の実務の引き継ぎも全て終了したということで、同じ月の二十八日に、この事業者に対する支援決定に関する全ての再生支援を完了したというふうに関知してございす。

以上でございす。

○大熊委員 ありがとうございます。

非常にうまくいった事例だ、MアンドAでエグジットをしようとした事例だというふうに関知をさせていただきました。

また最初の命題、つまり民間のファンドと官のファンドと違うんですか、同じなんですかと、また全部最初の命題に戻るんですが、普通、民間ですと、うまくいったトラックレコードができますと、そのトラックレコードを、プレゼンテーションの資料をつくりまして、同じ枠組みのファン

ド、第二号ファンドをリリースするんですね。けれども、基本的に今回、名前を変える以上に中身も追加するということなんでしょうかと思ひますね。これは普通じゃないんですね、民間ですと。

要するに、もう一度申し上げます、うまくいったら同じスキームで同じことを、第二号ファンドをつくるんです。違うことをやらないんです。これが、基本的な理念、考え方、原則というのが大分違うのかな、そういうふうなことで冒頭申し上げたわけなんです。これはどうして民間のそういうのとは違って、違うのを追加しようということ、いろいろなことはあるんですが、そこが普通じゃないな、そういうふうには思っているわけなんです。一言いかがでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、今のヤマギワの事業者の事例は順調にいった事例と存じます。

他方、この企業再生支援機構に対しましては、中小企業の支援も一定数行っております。二十八件中十一件は行っておるわけでございすけれども、中小企業によりそのウェイトを置き、またより多くの中小企業の再生支援を行っていくべきであるというふうな問題意識も有してございまして、そうした観点から、この機構の改善策として、地域で再生現場を担っておられる方への専門家の派遣等の新事業を追加させていただいたという次第でございす。

その意味では、もちろん順調にいったものも加えまして新たな課題ということで対応させていただいた次第でございす。

○大熊委員 済みません、あと一、二分になってしまいました。質問九個のうち、まだ一番しかやっていないので、いきなり飛ばします。

今の関連なんです、今の現行法でも二十八件中十一件が中小企業なんです。だから十分できるんじゃないかというふうに関知して、そこだけ申し上げておきます。

ちよつといきなり最後に飛びまして、投資回収、ヤマギワさんはMアンドAでエグジットした

ということなのですが、今回、改正後は主に自社株買いだというふうに乗っておりますが、そこでちょっと問題なのは、自社株買いをやると実質自己資本を毀損しますので、これは新たな過少資本で、新たな経営危機の呼び水になるんじゃないかという懸念を強くしております。

つまり、投資家の利益、さつき申しました、税金の塊であって、投資家の利益を回収しようとする、その会社は自社株を買ってもらう、つまり自己資本を毀損するわけですから、新たに経営危機の呼び水になる、まさにリスクの呼び水になっている、つけかえるわけですから、という懸念が重大な懸念、エグジツトの方法ですね、ちょっとテクニカルですが、これに重大な懸念を持っておりません。

済みません。以上で終わります。ありがとうございます。

○平井委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

日本の企業数は約四百万社と言われておりますが、その中で、中小企業は企業数で九・七％を占めております。従業員の数でも圧倒的に大きな比率を占めているわけであります。

それで、政府提案は、従来の企業再生支援機構を地域経済活性化機構に名前を変えて延長するというものであります。しかし、中小企業が頼みの綱としてきた金融円滑化法は三月で終了する。そのやり方でいいのかというのが疑問でございます。

実績を聞きたいんですが、企業再生支援機構を利用した中小企業の件数、それから金融円滑化法を利用した中小企業の件数、それぞれ教えてください。

○甘利国務大臣 円滑化法を利用した件数は三、四十万社だったと。そして、この企業再生支援機構を利用した企業数は、二十八件の支援決定を実施しております、中小企業に対する支援案件は十一件であります。

○佐々木(憲)委員 今お答えになりましたように、金融円滑化法は四十万というような単位なんです。ところが、企業再生支援機構は、JALを含めて二十八件。これはもう圧倒的な差があります。

中小企業が圧倒的に利用している円滑化法を比べて、中小企業がほとんど利用していない企業再生支援機構を、名前を変えて、中身を若干変えて延長する、その理由は一体どこにあるのか、説明してください。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、円滑化法を利用した企業数と、今回提案をしている組織の前の仕組みを活用した例というのは、はるかな乖離があるわけであります。

第一義的には、地域の金融機関が、対象とする中小企業に対してどういう姿勢でどういうバックアップをするかだと思えます。ですから、円滑化法が終了したとしても、地域の金融機関が手のひらを返したような対応をされては、これは大変なことになるわけであります。

地域金融機関というのは、メガバンクと違ってとっていいんでしょうか、地域の企業とともに生きているわけでありますから、これは引き続きお客さんも生きていてもらえなければ、自分も貸し先がなくなるわけであります。そういった意味で、金融庁からは、丁寧な対応をするようにという指導は行っております。

あわせて、その金融機関がマンパワー等で、専門家の人材が足りないというときには、その人材を派遣して、企業の経営改善策をしつかりつけていけるような、そういう支援体制をしつかりしたというところであります。

あわせて、今度の機構法につきましては、地域の中心となつていいる企業が倒れたりした場合に、地域経済そのものがおかしくなってしまう、面的に支援をしていくという発想を加味して対応する。

でありますから、先生御指摘のとおり、小さな企業、中小企業について、この機構が全部カバー

するということではできないと思えます。それぞれ役割分担で、まず金融機関がしっかりと支援をする、そして協議会が対応していく、それからこの機構が対応する。それぞれが補完するような関係で機能を発揮していくという設計になっていくと思えます。

○佐々木(憲)委員 地域の金融機関の姿勢が大事だということにおっしゃいました。

金融円滑化法は、倒産防止に非常に大きな役割を果たしたんです。これをやめる理由というのが、どうも今の話を聞いても余りよくわからないんですが、今はまだ中小企業にとっては経済環境というのは非常に厳しいわけでございます。円滑化法を廃止することになったことを見越して、銀行の姿勢が、今おっしゃったような、態度をころっと変えている、こういう状況というのが生まれております。

例えば、銀行の方から、あなたの企業はもう法的整理を検討したらどうかというようなこととか、あるいは自主廃業をしたらどうかと。つまり、銀行にとって利益が出ているところはこれくらいも貸しますけれども、非常に危ない今の経済状況の中で厳しい状況にあるところは、もう貸し渋り、貸し剥がしというような感じが、また態度が変わってくる。こういう例があります。

東京商工リサーチの情報本部長はこういうふうに出ていられるんです。この三年間の潜在的倒産件数を、二万から三万あると推測している。これらの弱体化した中小企業は、金融機関の選別にさらされ、倒産しかねない。再び貸し渋り、貸し剥がしが横行して、この日本経済に大変大きな影響を与えようという可能性がある。そういうふうに出ていられるわけですが、大臣はそう思いませんか。

○寺田副大臣 お答えをいたします。

まず、円滑化法の利用対象となった件数ですが、民間調査機関のデータ等による推計ですと、おおむね三十万社から四十万社というふうな推計をされておられます。

円滑化法、これは委員おっしゃるとおり、金融

の円滑化には資する面もあったわけでありましたが、条件を変更しております。例えば、支払い期限を延長する。そのことによって、逆にニューマネーが出なくなってしまう。あるいは、これは絶大なるモラルハザードを発生せしめた。また、事業再生に必ずしも資していない、すなわち経営改善計画の策定につなげていないというデメリットも顕在化をしているところでありまして、我々といましては、円滑化法の精神は、新機構法の六十四条で金融の円滑化への努力義務規定として盛り込みつつ、さらに事業再生支援などの新たなツールを用意しているところであります。

金融機関に対しては、貸し剥がしをしないような指導をいたしておりますが、今後とも丁寧な対応の指導に努めてまいります。

○佐々木(憲)委員 今の説明は、銀行の、融資をする立場の代弁のような説明で、中小企業の側から見たら、自分の経営の責任で危機に陥るといふのは、それは自分の責任かもしれない。しかし、今は経済状況が非常にまだ厳しいわけですよ。そういう中で、経営困難に陥っているところが銀行に頼んで、リスクをやつてくれ、条件変更をやつてくれと、そういうことで銀行は対応してきた。それを促す法律が円滑化法なんです。

その法律の一番のポイントは、その状況について、つまり、銀行が中小企業の要望に応じてどのような改善をしたか国に報告しなさいというのが一番大事な点なんです。それがなくなるわけですよ、今度。だから、そういう点でいうと、私は法律を廃止するというのは非常に問題があるというふうに思います。

最後は時間がないので大臣に。今度の、こういう報告義務がなくなるというような状況のもとで、倒産に追い込まれるような事態が、銀行の姿勢も先ほど言ったようなことと変わつてくると、起こりかねない。そういうことに對して、やはりきちっとした支援をすべきだと私は思います。私はこの円滑化法の延長をすべきだと思えますけれども、どうですか。

○甘利国務大臣 大事なことは、単なる延命策ではいけないということでありまして、改善策にならなければいけないと。そこで、この円滑化法が期限を迎えるに当たって、改善策をより手厚くしつつかりしていくと、企業が再生できる余地があるところについてはそれを最大限引き出していくということを中心に対応していくということであります。

○佐々木(憲)委員 改善策をやるのは私は当然だと思えます。それが本場に今回の廃止によって後退するのかわるか、これはきちっと注視していかなくやならぬと思います。

もう時間が参りましたので、問題点、ほかにもいろいろありますので、討論の中で表明させていただきます。どうもありがとうございます。

○平井委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でございます。質問時間がわずか十分ということで、项目的な質問をさせていただきたいと思えます。

まず、いきなり通告外で恐縮なんですけれども、再生支援機構の中で日航の株の売却益三千億弱が生まれていると思うんですけども、今回、新機構にそれはどういう形で引き継がれるのか、お尋ねをいたします。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

売却益約三千億円のうち、税金を引いた約千六、七、八百億円はまだ機構の中に残っております。

今回の新しい機構の業務につきましては、これまでの個々の企業再生の直接支援業務とは若干異なる性格のものであることから、新たに補正予算において三十億円の出資をいただきまして、ファンドへの専門家派遣等の事業を行うということをご予定しております。また、現に機構に残っておりますお金の割り方につきましては、今の企業再生支援機構法のもとでは、解散するときに政令で定める金額を国庫納付して、その残余を出資者に分配することになっておりますが、今回

の改正では、それにつきまして、解散する前においても国庫納付があり得る規定は設けさせていただいております。

なお、この残余のお金について、国庫納付を含め、どのように国庫納付をするかといった点については、法律が成立いたしました後、財政当局を含めました関係省庁、関係者との調整が必要でございまして、現時点ではまだ定まっておらないところでございます。

○村上(史)委員 ということは、最終的には、新機構が役目を終わつたときに全額国庫に返すということだと思ふんですけれども、その間、なぜそのお金をプールする必要があるのか、そのことはどうでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの説明が不十分で恐縮でございます。今の、現行の企業再生支援機構法のもとでは、解散する時点まで国庫納付ができませんで、解散する時点で国庫納付ができるという規定になってございます。

したがって、この法律が通りますれば、解散の前でも国庫納付ができるようになるということと、その法律が成立いたしましたら、その関係省庁等との調整を開始することができるといえる状態になるということでございます。現時点では、解散時でなければ国庫納付ができないという規定でございます。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

それで、今度の新機構で、新しい施策として、金融機関へ専門家を派遣する、そういう事業も加わりましたけれども、その人材というものはどういう形で確保されているのか。また、その専門家というのは金融の専門家なのか、中小企業の専門家なのか、その辺の中身がちょっとわからないんですけれども、お尋ねをいたします。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

現在の企業再生支援機構におきましては百七十一名の職員が在籍してございますが、弁護士、会計士

出身の方が約三十名、コンサルタント、投資顧問等の出身者が約四十八名、金融機関の出身者が二十五名の合計百三十三名が在籍しております。

こうした分野の専門家に今活動していただいております。このため、新しい業務を担う人材も必要でございまして、こういった専門家をまた採用していくことが必要になります。

いずれにしても、この新しい機構の人材確保につきましては、機構の経営陣におきまして、業務遂行状況を踏まえながら具体的に御検討いただくことになろうかと存じます。

○村上(史)委員 せっかくの事業でございますので、金融機関と中小企業それぞれの立場が違う、そしてまた、中小企業にはさまざまな技術また企業の内容というものがきつちりと金融機関に、あるいはそういう支援に伝わるような、いわゆるコーディネーター的な専門家というものが必要ではないか、そのことを指摘して、次の質問をさせていただきます。

甘利大臣にお尋ねをいたします。

日本の経済の再生、それが甘利大臣にとっても至上命題で、その最高責任者という立場でございます。予算委員会でも、甘利大臣、経済を回復させるために、アベノミクスを進捗させるために御活躍いただいていることは承知をいたしております。

予算委員会でも議論になりましたけれども、日本の企業のうち九八％は中小零細企業で占められているということで、日本の経済を活性化させるには中小企業を元気にする必要がある、活性化させる必要がある、そのためのあらゆる施策を打っていくんだ、そういう御答弁もございました。今回、新しい機構を踏まえて、設立を受けて、今後、中小企業への取り組み、そして日本経済再生へ向けての決意というものを最後に大臣にお聞きをして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○甘利国務大臣 先生御指摘のとおり、中小企業

は日本経済の足腰を支える極めて重要な部分であります。

今回の法改正を通じて、ある種のコンビネーションをしっかりと図っていきたくと思っております。

まず、地域金融機関がしっかりとした対応をしてもらいたい、そのための支援措置をしっかりとすることです。それから、再生支援協議会が、地域の実情、個々の金融機関と連携をしますけれども、広範な支援をしていく。ここに対する支援措置もする。

それから、ある一定規模以上の中小企業、あるいは中堅企業でありましょうが、その中小・中堅企業が地域経済を担っていく重要な部分でもある、そこが倒れると地域経済がおかしくなる。これもしっかりと加味をして、地域金融機関、再生支援協議会それから新しい機構がそれぞれコンビネーションを組んで、中小企業の活力を引き出し、支援をすることを通じて、地域経済を支えていくということを考えている次第でございます。

○村上(史)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○平井委員長 次に、濱地雅一君。

○濱地委員 公明党の濱地雅一でございます。新人でございます。初めて質問させていただきます。よろしく願います。

きょう、私、新人でありますから御質問させていただきます。ただの、議員になる前は弁護士でございました。その前が、実は、父とともに中小企業を経営しておりました。十年前にその父と経営していた企業が倒産をしたという経験がございます。その後弁護士になって、現在も中小企業の支援に邁進しておつたんですけれども、そういう意味で、きょうは新人でございますが質問させていただきます。ということで、質問しております。

まずは、今回のこの改正案でございます。先ほどから六十四条の金融機関との連携ということで、機構及び金融機関は地域経済の活性化及び金融の円滑化に資するように相互に連携していくと

いう条項がございます。

これは、我が党公明党からも強く要望して、この金融の円滑化という文言をぜひ入れていただきたいというようなことで聞いておりますけれども、もう一度、この六十四条が入った経緯、またこの趣旨について御説明いただければと思っております。

○甘利国務大臣 この六十四条におきましては、機構と金融機関等は地域における金融の円滑化に資するように相互の連携に努めなければならないこととされております。ここでいう金融の円滑化は、新たな信用供与、借りかえ、貸し付け条件の変更等を含む広い概念であります。

地域におきまして、借り手に対して資金供給を行う等の金融仲介機能を提供しているのは金融機関でありますことから、金融機関には、機構と連携をしつつ、地域において金融の円滑化に資するよう努めなければならない責務がございます。

したがって、金融機関におきましては、本条の趣旨も踏まえて、貸し付け条件の変更や円滑な資金供給等に努めていただく必要があると考えておるわけであります。

○濱地委員 今、金融の円滑化という言葉で、どうしても先ほどから、円滑化法の期限の再延長をすべきか、いろいろな議論がございます。我が党にも、やはり中小企業の方々から、円滑化法はぜひ半年でも延長してほしいというような意見も多々ございます。

ただ、先ほどからお話をお伺いしておりますと、その弊害も生じておるわけでございまして、私は、円滑化法が延長される、もしくは終了するにしても、やはり金融機関の態度がどう変わるのかということが当然大事でございまして。

先ほどから、やはり金融機関の方には厳しく指導して、貸し割がしや、条件変更になるべく応じるようにということでございますが、金融機関の立場から見ますと、金融庁さんの金融機関に対する態度、円滑化法が仮に終わった場合に、いわゆる貸し付けの債務者区分を下げるような指導をされる

れると、金融機関としては、その分、引当金を積みまなきやいけない、また金融庁さんの方から指導があるということで、やはり貸し付け条件変更にはちゅうちょするんじゃないかというふうに思っております。

ですので、金融庁側から、いわゆる債務者区分についてどのような取り扱いをされるのかを詳しく、明確にお答えいただければと思います。

○島尻大臣政務官 濱地委員にお答えを申し上げます。

金融検査マニュアル等におきましては、中小企業に対して貸し付け条件の変更を行っても、貸し付け条件の変更時より最長一年以内に経営改善計画を策定できる見込みがある場合、そして、五年以内に、これは最長十年以内ということになっておりますけれども、経営再建が達成される経営改善計画がある場合には不良債権とならないこととしておりまして、大企業とは異なる取り扱いをしております。

この取り扱いについては、まず中小企業はマンパワーが限られているということ、そして大企業と比べてリストアの余地も小さく経営改善に時間がかかることが多いことという、中小企業の特性を踏まえた恒久措置でございます。したがって、中小企業金融円滑化法の期限の到来後においてもその取り扱いには変わらないということでございます。

○濱地委員 今、円滑化法期限到来後も、約一年間、債務者区分を下げるに、再建計画が立てられればということでございますけれども、そうすると、現在、円滑化法を申請している会社で、要は再生計画案に向かって策定中なんだけれどもなかなかそれができないというような会社で、今回、円滑化法が終わることによって債務者区分が下げられますと、いわゆる円滑化法の終了に伴うデメリットということになってくると思います。

先ほどの御説明はこれからの取り扱いだと思っておりますけれども、現在、円滑化法を申請中の会社、当然、努力をしているのが前提ですけれども、その取り扱いはどうなりますか。

○島尻大臣政務官 お答え申し上げます。

金融検査マニュアル等におきましては、中小企業に対して貸し付け条件の変更を行っても、貸し付け条件の変更時より最長一年以内に経営改善計画を策定できる見込みがあれば不良債権とはしない取り扱いをしている。先ほども申し上げたとおりでございます。

なお、一年以内に計画を策定できなかったとしても、計画策定の見込みについて慎重に判断した上で再度の条件変更を行った場合には、不良債権としない取り扱いが可能でございます。

このように、事情によっては、一年以内に計画を策定できなかったというその理由だけをもつて、機械的に債務者区分を判断するということが適切でない場合もあるというふうに考えております。

○濱地委員 その取り扱いというのが実際にしつかり運用されるかどうか、仮に終了したとしても中小企業に影響が及ばないという実質的なポイントになるかと思っております。しつかりと取り組みいただければと思っております。

次に、今回の地域経済活性化支援機構というのは、予算規模が三十億、先ほども議題に出ていたましたが、どうしても大企業向けじゃないかという議論がございます。

その中、中企業については、中小企業再生支援協議会というものが中小企業庁でメニューとしてある、また、先ほどの再生計画案の策定の補助金を出しながら、小企業の出口戦略を探していくというパッケージで今回は行われているというような説明を受けております。

そこで、中小企業再生支援協議会の運用の取り扱いについてなんです、私は以前実務をやっております、金融機関側に、自分たちが再建をしながら悪いということを裸で出す、きちんと話してしまおうと、やはり、どうしても回収に走られるんじゃないかという心情がございます。これは経営

者にもございますし、私も、弁護士や税理士等々と再生計画案を立てる中で、やはり、金融機関は怖いという、正直そういうものがございまして。

その中で、中小企業支援協議会の運用として、まず、金融機関の出身の方がいらつしやるのか。仮にいらつしやるとして、守秘義務的なもの、いわゆる出身母体の金融機関が、どうしても、支援協議会に持ち込みがあったよ、では、債権回収を図らぬといかぬねというような取り扱いがあると、やはり機能しないと思っておりますけれども、そのあたりの運用の面で何か注意されていることはありますでしょうか。

○富田政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業再生支援協議会の相談体制の問題でございますけれども、私どもとしては、やはり、中小企業再生支援協議会は、事業者の目線に立つて、その利便性に十分配慮した相談体制を構築していくということが特に重要だと思っております。

また、議員から御指摘いただきましたとおり、再生支援協議会は、債務者と債権者の間に立つという位置づけにございまして、公平、そして中立的な立場ということが重要だと思っております。

こういう観点から、再生支援協議会につきましては、相談企業の情報につきましては、これは職員全てに守秘義務が法律上かかってございます。

それから、この運用に当たりましては、確かに、御指摘ございましたように、金融機関等からの出向者があります。おりますけれども、対象の債権者となる可能性のある金融機関、これからの出向者は協議会の統括責任者にはならないという規定を置いておりますし、それから、実際の再生支援業務にかかわる者としては、出向元が対象債権者となり得る、そういうスタッフは原則としてその当該案件にはかわらないというルールも設けておりまして、そういった意味から、中立性に配慮した運用を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、事業者が及び腰にならないような、そういう体制をしつ

り構築していくべく、指導してまいりたいということでございます。

○**濱地委員** 今、中小企業再生支援協議会の運用についてですけれども、次に、再生計画案を立てるための認定支援機関ですね、主に税理士さんが登録をされていると思うんですけども。

私は福岡なんですけど、福岡の認定第一号の税理士が私の友人で、一緒に仕事をしております。この方は非常にコンサルティング能力は高い方ですが、これは一概には言えませんが、どうしても税理士さんの中には、記帳代行という機械的なお仕事をされる方もいらっしゃいます。そうすると、やはり、実際経営を経験したことの無い税理士や弁護士が認定支援機関になっても有効な再建計画案というのは立てられないんじゃないかという現場の声がございます。

そのあたりで、この認定支援機関の質の向上についてはどのように担保されるかをちよっとお聞きしたいと思えます。

○**富田政府参考人** お答え申し上げます。

議員御指摘いただきましたように、認定支援機関につきましては、経営改善計画の策定支援を行うに当たりまして、例えば事業の再生ですとか、あるいは場合によっては資産の査定ですとか、そういった一定の専門知識が求められる。一方、支援能力というのは、認定支援機関ごとにかなりばらつきがございます。

そういうことから、今回、経営改善計画の策定支援に必要な専門能力を習得していただくための認定支援機関向けの研修事業というのを進めていくということ、今対応してございます。具体的には、昨年の予備費、今後は補正予算を活用いたしますけれども、予備費を活用いたしまして、一月の末から年度内に、全国八十カ所、四千人ほどを対象に研修を行っていくということでもう既に着手をいたしております。

今後とも、実施方法の改善等を図りながら、補正予算を活用した形で継続的な支援能力の強化ということに取り組んでまいりたいというふうな

考えてございます。

○**濱地委員** 認定支援機関の方々の能力というのが本当の意味での中小企業の支援に実効性があるかどうかということですので、私も、現場を守りながら、その運用の仕方について、もし問題があればまた御指摘をさせていただきながら、一緒に改善をさせていただきたいと思っています。

最後に、これは今回の法案とは少し外れます。しかし、中小企業が今円滑化法を利用して、再生計画案を立てられずに、恐らく退場をもしかすると余儀なくされる予備軍というのが二万から三万という御指摘もございました。

その中で私が思うことは、一つ国の施策として、どうしても退場してしまう会社、これは弁護士からすると破産手続とかになつてしまします。そうすると、全部財産が、また従業員も全部解雇ということになるんですけども、その中で本当の小さな中小企業、それこそ従業員が十人、しかしノウハウがある、また機械設備がいいものがある、これをやはり受け皿として地元の中小企業が逆に事業譲渡等で引き受けるというようなことも私の地元では盛んに行われております。

しかし、問題点として、どうしても小さい中小企業のそういったM&Aですと、金融機関はその企業価値も見られませんが、のれんの価値もわかりませんので、ファイナンスがつかない、買手の方に融資がおりないという状況がありまして、もったいないなというのを私は再生の現場で感じております。

ですので、ぜひ、今回は活性化もしくは再建ということなんですけど、再建から漏れたとしても、地元の雇用や機械設備を有効活用するために、何らかの形で国の方で事業譲渡等の買手の方に資金をつけるファイナンスの基金でありますとか、または補助金制度、これをやはり強く求めていきたいと思っております。このことによって、実際は破綻はしてしまうけれども、雇用が守られ、またその企業価値が継続をしていくということになりますので、このことをぜひ前向きに検討してい

ただきたいなというふうに、私のは御要望でございますが、それについて、最後、御意見をいただければと思っています。

○**富田政府参考人** 御指摘ありがとうございます。

中小企業、小規模企業にとって優秀な人材あるいは設備の確保というのは大変重要であることは言うまでもございませんけれども、そういった経営資源を会社の存続にかかわらず有効活用していく、そういうスキームをつくっていくということが大変重要だというふうに思います。

これまでも、中小企業庁といたしまして、例えば、中小企業再生支援協議会を通じて第二会社方式による再生支援でございますとか、それから、全国に七カ所ございますけれども、事業承継を円滑化する、第三者承継を円滑化するための事業引き継ぎセンターによる事業引き継ぎ支援、そういった取り組みを今までやってまいっております。

しかしながら、規模の小さな会社の経営資源をどう有効活用させていくかという点については、今御議員からも御指摘をいただきましたので、大変重要な政策課題だと思います。しっかりと受けとめさせていただいて検討を進めてまいりたい、このように考えてございます。

○**濱地委員** よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○**平井委員長** 次に、木原誠二君。

○**木原(誠)委員** 自民党の木原誠二でございます。

十分という非常に限られた時間でありまして、で、三点ほど、確認ということで質問させていただきます。きょうはもう既に各委員から、円滑化法と、そして今回の法律との関係について、さまざま議論が出ております。

これはもうほぼ共通した認識だと思いますが、私は、円滑化法は、先ほどの大臣のお言葉をかりれば延命策、延命策をしている間に本来は改善策

を同時にやる、延命をしている間にしっかりと改善をするというのが本来の趣旨であつたんだろうと思ひますが、率直に申し上げまして、延命はずっとしてきたけれども、改善策はちゃんとやられなかった。この企業再生支援機構について言いますと、JALの支援はやつたけれども、ほとんど中小零細企業の支援というのはできなかったというのが現実であると思います。

したがって、だからといって、この法案を延長することは意味がないということではなくて、だからこそ、しっかりとしたものにして延長させていただくというのが非常に大切なことだろうというふうに思います。

その中で、今回もいろいろな工夫を既にしていただいております。支援期間を五年に延ばしていただく、あるいは間接支援の仕組みをとっていただく、あるいは企業名を公表しない、さまざまな仕組みはつくつていただいたんだと思いますが、ここで一つだけ、私、ぜひ確認したいなと思う、事務方で結構ですが。

やはり、いろいろなツールを用意しても、これを運用するのは人です。実は私は、浪人期間中、ヘッドハンターをしながら食いつなぎまして、かなり多くの再生案件を私自身も現場で体験をしてまいりました。再生屋と言われる皆さん、多くの場合は、百件やるよりも一件の大きな宝物を探すというのがやはり普通のマインドだと思ひます。そういう中であつて、今回、そうではなくて、中小企業の支援をきちつとやっていただくんだと。

ぜひ確認をしたいのは、これから、機構としてどういう人を集め、それから、どういう人事評価をし、人事サイクルをつくり、人の面についてどういう工夫をしていくのか、そのことについてまず確認をしたいというふうに思います。

○**三井政府参考人** お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、この機構の新たな業務を初めといたしまして、人材、とりわけ専門的人材をいかに集め、活躍していただくということが

最も重要な課題であるというふうに私どもも認識してございます。

こうした中で、専門家、先ほど御質問もありましたけれども、弁護士や会計士、あるいはファンド、投資顧問、金融界のさまざまな専門家も越えたいだいておられますし、また、その機構の運営をやっておられるプロパーの職員もいらつしやいます。こうした方々に、よりしつかり次の機構においても活躍していただくように、今後の経営陣においてよく御検討いただき、適切な採用ないし人事管理をしていただく必要があると思っております。

また、その物差しにおきまして、この機構の持っている使命、地域の活性化に資するよう、中小企業の再生支援、経済の活性化に資するファンドへの人材派遣を行っていくという観点から、しつかりした人事評価をしていただき、その管理、運営をしていただく必要があるというふうに考えている次第でございます。

○木原(誠)委員 これから検討ということだと思いますけれども、ぜひしつかりやっていただきたい、こう思っております。

先ほど申し上げたように、やはりこれは反省からスタートをするというのが非常に大切であるということ、もう一点、本来、この機構はサンセットすべき機構だったものを、今回、十年という割と長い期間にわたって存続をさせるという決断をしたということでもありますので、やはり私は、ちゃんと成果を上げてもらわなくちゃいかぬと。しかも、先ほどの御答弁でも、千八百億円というかなり多くの剰余金を抱えたまま移管するわけでありまして、きちっと成果を上げていただく。

私、一つ危惧しますことは、今度の法案で、実は主務大臣のさまざまな権限がかなり弱くなっている面があります。従来は、支援決定をするときに事前に主務大臣の決定をいただくところが、今度はほとんどのものが事後報告になっております。

中小企業の再生の現場ですから、迅速性が非常に大切だと思っておりますので、このことについて特に異論は申し上げませんが、やはり私は、しつかり成果を上げるためには、主務大臣がきちつとグリップをするということは非常に大切なことだと思っております。

そういう中で、実は、産業革新機構は、その法文の中にこういう規定がございまして、経産大臣が機構の事業年度ごとの業務の実績について評価を行う、そして、その評価を遅滞なく機構に通知し、これを公表するというような規定がござい

ます。新たに規定を入れるという意味ではなくて、主務大臣として、しつかりとこの機構の実績を評価するということがについてぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますが、御見解をいただければというふうに思います。

○山際大臣政務官 委員御指摘のとおり、評価をしつかりしていくということは大変重要なことだ、このように認識してございます。今回の改正案の中にも、第三十四条に公表規定がきちんと入っておりますので、その公表規定に基づきまして、業務の実施状況に関する機構の評価、これをしつかりと定期的に公表していく所存でございます。

また、これに加えまして、日々行われている業務運営の適切性にかかわってもモニタリングをしつかり行っていく、そんな所存でございます。

○木原(誠)委員 ぜひしつかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、委員長にも、ぜひこの委員会でも定期的にきちつと評価をしていくことをお願いしたいというふうに思います。

ちよつと金融庁に一つだけお伺いしたいと思いますが、これも先ほど来、多くの委員から出ておりますが、私はちよつと違う視点から、違わないですね、同じ視点かもしれないが、お伺いしたいんです。

実は、銀行には5%ルールというものがございまして、つまり、銀行は、ある特定の一般事業会社

の株式の5%しか持つちゃいけないというルールがございまして。その例外として、事業再生をしている会社については銀行の子会社が100%持つてもいいという例外が設けられております。では、これはどれぐらい使われているのかということ、この間、金融庁の事務方の方にお伺いをしたら、せつかく例外があるんだけれども、実績はゼロです、零件です、こういうことでござい

ました。要するに、地域の金融機関は、事業再生ということについては本気で取り組んでいないということなんですね。問題は、この法案が通って間接支援がこれから中心になっていく中で、やはり地域の金融機関にもつと頑張ってもらわなくちゃいけないだろうというふうに思います。少なくとも、現状で実績ゼロということは、私は異常なことだというふうに思います。

その意味で、ぜひ金融庁から、もちろん、預貸率を上げるといったような一般的なことはぜひやっていただきたいと思いますが、特にこの事業再生に限って、どういうふうな地域金融機関に対してこれから指導し、監督をしていくのか、方針を伺いたいと思っております。

○寺田副大臣 お答えをいたします。

御承知のとおり、今回の法律案六十四条におきまして、機構と金融機関が相互に連携をとって、事業者の再生に資する事業活動の支援をするという規定になっております。それとともに、地域の金融の円滑化を図っていくという規定が入っております。

中小企業が真に経営改善を図っていくためにも、地域金融機関が、個々の借り手企業の経営課題に応じた最適なベストミックスの答え、解決策を提案し、その実行を支援していくということが現実的に極めて大事になってくるわけであり

ます。金融庁といたしましては、引き続き、検査監督を通じまして、地域金融機関に対して、機構の活用も含めて、中小企業の経営改善支援に向けた積

極的な取り組みを促してまいります。

具体的には、これから策定をいたします金融検査マニュアル、また監督指針におきまして、こうした方針を明記いたしますとともに、金融機関が中小企業あるいは小規模事業者の経営支援に係る取り組み状況を公表することを求めてまいりたい、そのように考えております。

このことを通じまして、地域金融機関が中小企業業者等の経営支援の取り組みをより一層適切に行うよう十分注視をしてまいりたい、そのように考えております。

○木原(誠)委員 時間が参りましたので、これで終わりにさせていただきますが、この場で議論すべきことではありませんが、ぜひ金融庁には、そろそろ過保護な銀行行政をやめていただいで、積極的なものを求めたいと思っておりますので、また場を改めて議論させていただきたいと思っております。終わります。ありがとうございます。

○平井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○平井委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。私は、日本共産党を代表して、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

反対する理由の第一は、事業再生に係る金融機関や民間再生事業者の負うべき債権破綻リスクを国民の税金で肩がわりする制度を拡大、延長するものだからであります。

政府は、中小企業の倒産防止の上で大きな役割を果たしてきた金融円滑化法を、昨年、本法律と一緒に、一年間延長する提案を行いました。が、今回は金融円滑化法の延長はありません。機構による中小企業支援の実績はこれまでわずか十一例しかなく、機構の企業再生支援は、税金による肩がわりという問題に加えて、厳しい経済環境に置かれ

イ 出資その発行の時に、議決権行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものの引受けに係るものに限る。）

口 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて主務省令で定め

るものをいう。)による資金の貸付け(劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて主務省令で定めるものをいう。)の引受けを含む。)

特定専門家派遣対象機関(第三十三条第二項第二号に規定する特定専門家派遣決定の対象となつた者をいう。第三項において同じ。)に対する事業の再生に関する専門家又は新たな

な事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの（第三十二条の四第一項において「地域経済活性化

事業活動」という。)に関する専門家の派遣(以下「特定専門家派遣」という。)

単独で又は民間事業者と共同して、投資事

業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資

事業有限責任組合(第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。)であつて地域経済の活性化に資する資金供給

の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、

(以下「特定経営管理」という。)

再生支援会社、特定専門家派遣対象機関（特定再生支援会社であるものを除く。）及び特

営管理に係る株式会社(第三十三条第一項及

び第二項において「再生支援対象事業者等」という。」に改める。

第三十三条第二項中「の業務」の下に「又は特定信託引受けの業務」を加え、同条第三項中「貸金業者」の下に「第三十二条の三第一項において単に「貸金業者」という。」を、「債権買取り等」の下に「又は特定信託引受け」を加える。

第二十四条第一項中「第二十二條第一項各号」を「第二十二條第一項第一号及び第二号」に改め、「業務」の下に「これらの業務に関連する同項第七号から第十一号までに掲げる業務を含む。」を加え、「債権買取り等をする」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 債権買取り等
- 二 特定信託引受け
- 三 特定出資
- 四 特定専門家派遣
- 五 特定経営管理

第二十四条第二項中「支援基準」の下に「同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。」を加え、「以下」を「次項において」に改める。

第二十五条の見出しを「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第六十二條第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条第四項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者を」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 機構は、再生支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十五条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「支援決定は、平成二十五年三月三十一日」を「再生支援決定は、平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十六条第一項中「機構は、支援決定を」機構は、再生支援決定に、「対象事業者を」を「再生支援対象事業者」に、「対象事業者の」を「再生支援対象事業者の」に、「支援決定の」を「再生支援決定の」に、「対象事業者に対して」を「再生支援対象

事業者に対して」に、「すべて」を「全て」に、「支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない」を「第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行うものとする」に改め、同項第二号中「対象事業者を」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の関係金融機関等に対する求めは、再生支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

第二十七条第一項中「対象事業者を」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条第四項を次のように改める。

2 機構は、買収決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

4 機構は、買収決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十九条中「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

第三十条第一項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十一条第一項中「対象事業者を」を「再生支援対象事業者」に改め、「及び第三十四条第一項第三号」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、出資決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第四号中「対象事業者を」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者を」を「再生支援対象事業者」に、「第六十二条第

二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(特定信託引受け決定)

第三十二条の二 過大な債務を負っている事業者であつて、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(第二十五条第一項各号に掲げる法人及び再生支援対象事業者を除く。)は、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定信託引受けをするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。

4 機構は、特定信託引受けをするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

5 機構は、特定信託引受けをする旨の決定以下「特定信託引受け決定」という。)を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6 特定信託引受け決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及び金融機関等に対しては、同年九月三十日まで、行うことができる。

(特定出資決定等)

第三十二条の三 中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社(貸金業者であるものに限る。)に分割又は現物出資により事業者に対する貸付債権を移転し、その対価として当該株式会社の株式を取得する

ことにより、その総株主の議決権の全部を保有することとなる一又は二以上の金融機関等は、機構に対し、特定出資の申込みをすることができる。この場合において、当該申込みは、当該一又は二以上の金融機関等及び当該株式会社の連名とするものとする。

2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一 当該株式会社に移転する貸付債権に係る事業者(以下「貸付債権移転対象事業者」という。)の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面

二 貸付債権移転対象事業者が経営の改善のための計画を作成し、かつ、当該計画を達成することができると見込まれるとき、又は貸付債権移転対象事業者の経営が改善したと認められるときは、当該貸付債権移転対象事業者に対し、当該貸付債権移転対象事業者に対する貸付債権を当該株式会社に移転する金融機関等が資金の貸付けを行う旨を約していることを証する書面

三 当該株式会社が貸付債権移転対象事業者に対して資金の貸付けを行う場合には、当該資金の貸付けは、当該金融機関等が当該貸付債権移転対象事業者に対して前号に規定する資金の貸付けを行うまでの間における当該貸付債権移転対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る旨を約していることを証する書面

四 その他主務省令で定める書面

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした金融機関等に通知しなければならない。

4 機構は、特定出資をする旨の決定(次項及び第三十三条第二項第一号において「特定出資決定」という。)を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5 特定出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた金融機関等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

6 金融機関等は、機構が特定出資に係る株式又は債権の全部につき譲渡その他の処分をするまでの間、当該特定出資に係る特定事業再生支援会社の株式機構が保有するものを除く。の全部を継続して保有しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

第三十二条の四 金融機関等、特定事業再生支援会社その他の事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定めるものは、その業務を行うために必要があると認めるときは、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の五 機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従って、特定経営管理をする旨の決定(以下「特定経営管理決定」という。)を行わなければならない。

2 機構は、特定経営管理決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

3 特定経営管理決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

4 機構は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定経営管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。

第三十三条第一項及び第二項を次のように改め

る。

機構は、再生支援対象事業者等に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一 再生支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書、第三十二条の二第六項ただし書又は第三十二条の三第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定専門家派遣決定(特定専門家派遣をする旨の決定をいう。)又は特定経営管理決定 これらの決定の日から平成三十五年三月三十一日までの期間

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)」に改め、同項を同条第四項とする。

(公表)

第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(償還すべき社債の金額の減額に関する機構の確認)

第三十四条の二 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従って事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであることの確認を求めることができる。

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。

(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

第三十四条の三 裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

第三十五条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項各号及び同条第四項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

第三十六条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「当該対象事業者」を「当該再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同項各号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

第三十七条中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、「同条中」を

削り、「と、同条第一項中」を「と」に、「読み替える」を「」に、「同条第二項中」再生計画案とあるのは「更生計画案」と読み替える」に改める。

第三十八条第一項第二号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同項に次の四号を加える。

三 特定信託引受けの申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

四 特定信託引受対象事業者又は特定信託引受対象事業者に対して債権を有する金融機関等 特定信託引受対象事業者

五 特定出資の申込みをした金融機関等 貸付債権移転対象事業者

六 特定事業再生支援会社又は特定事業再生支援会社の株主である金融機関等 貸付債権移転対象事業者

第四十条の次に次の一条を加える。

(国庫納付金)

第四十条の二 機構は、剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、剰余金の額から減額するものとする。

2 前項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する剰余金の額

二 剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

3 第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における分配可能額(会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。)を超えてはならない。

4 第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第五十二条及び第五十六条(見出しを含む。)中「企業再生支援勘定」を「地域経済活性化支援勘定」に改める。

第五十七条中「株式会社企業再生支援機構法」を

「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。
第五十八条第一項ただし書中「第八項及び第十項」を「及び第八項」に改め、「第三十一条第二項の下に」、「第三十二条の第五項及び第六項」を加え、「及び第二項」を削る。

第六十条中「権利の取得」を「権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得に、「当該不動産に関する権利」を「当該不動産権利等」に改める。

第六十一条を削る。

第六十二条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条を第六十一条とする。
第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(金融機関等との連携)

第六十四条 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。

第六十五条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。

第六十六条第一項中「補助金等」の下に「(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「所掌する」の下に「(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する)」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。

第六十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「対象事業者の事業の再生」を「地域における総合的な経済力の向上」に、「再建」を「活性化」に改める。

第七十三条中第四号を削り、第五号を第四号と

し、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
第七十四条中「企業再生支援機構」を「地域経済活性化支援機構」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る。)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 株式会社企業再生支援機構は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的をこの法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法(以下「新法」という。)の規定に適合するものとする。

二 その商号を株式会社地域経済活性化支援機構とすること。

三 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)を当該定款の変更の効力が発生する日とする。

2 この法律の施行の際現にその名称中に地域経済活性化支援機構という文字を使用している者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 施行日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法(以下「旧法」という。)第二十五条第一項の申込みをした事業者(この法律の施行の際現に対象事業者(旧法第二十二条第一項第一号に規定する対象事業者をいう。)である者(以下「施行時対象事業者」という。)を除く。)については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生の支援当該支援に係る債権又は株式若しくは持分

の処分を含む。)については、なお従前の例による。この場合において、従前の企業再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

4 旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

5 施行日前にした行為及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九条第十四項

二 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号)第五十三条第一項第一号へ及び第二項第五号並びに第七十六号第三項

三 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)附則第二条第四項第二号

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第三項中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

理由

地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年二月二十一日印刷

平成二十五年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局